



三重県公報

令和7年8月22日（金）

第 645 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
告 示			
542	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（長 寿 介 護 課）	2
543	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	2
544	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	（水 産 振 興 課）	2
545	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道 路 管 理 課）	2
546	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	3
547	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	3
548	公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧	（港 湾 ・ 海 岸 課）	4
549	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の住所の変更	（建 築 開 発 課）	4
選 管 告 示			
67	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	（選挙管理委員会）	5
68	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	（ 同 ）	5
69	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	（ 同 ）	5
公 告			
	開発行為に関する工事の完了	（建 築 開 発 課）	6

告 示

三重県告示第 542 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470102845	ヘルパーステーション アトラ桑名	三重県桑名市連花寺 902 ハ ッピー2000 稲場 3A	株式会社櫻	令和 7 年 8 月 1 日	訪問介護
2470704434	訪問介護事業所あん	三重県松阪市小野江町 64 番地 3	一般社団法人敬心 会	令和 7 年 8 月 1 日	訪問介護
2460590645	訪問看護ステーション スマイル津	三重県津市柳山津興 369 番 地 66	合同会社愛カンパ ニー	令和 7 年 8 月 1 日	訪問看護
2460790385	エクセレンス訪問看護 ステーション	三重県松阪市内五曲町 91-9	エクセレントホーム 株式会社	令和 7 年 8 月 1 日	訪問看護
2460290741	訪問看護ステーション ホワイトエイト	三重県四日市市高花平 2 丁 目 29-10	有限会社オオシマ	令和 7 年 8 月 1 日	訪問看護
2470206646	デイサービスおれんじ+ プラス	三重県四日市市野田二丁目 1 番 10 号	一般社団法人友愛 協会	令和 7 年 8 月 1 日	通所介護

三重県告示第 543 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460590645	訪問看護ステーション スマイル津	三重県津市柳山津興 369 番 地 66	合同会社愛カンパ ニー	令和 7 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460790385	エクセレンス訪問看護 ステーション	三重県松阪市内五曲町 91-9	エクセレントホーム 株式会社	令和 7 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460290741	訪問看護ステーション ホワイトエイト	三重県四日市市高花平 2 丁 目 29-10	有限会社オオシマ	令和 7 年 8 月 1 日	介護予防訪 問看護

三重県告示第 544 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 7 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定のり 五ヶ所浦・中津浜浦・船越・内瀬浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦、中津浜浦、船越及び内瀬浦の地区
特定のり 阿曽浦・方座浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曽浦及び方座浦の地区

三重県告示第 545 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 北勢多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町麻生田字麻野 3500 番 11 地先から いなべ市北勢町麻生田字麻野 3605 番 1 地先まで	旧	10.5～32.0	39.0
	新	11.0～32.0	39.0

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 306 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町田光川右岸堤防敷地先から 三重郡菰野町大字田光字市場垣内 2206 番 1 地先まで	旧	8.7～8.7	31.2
	新	9.2～9.2	31.2

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 163 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市寺田字中之瀬 1462 番 1 地先から 伊賀市寺田字椿ヶ澤 1485 番 2 地先まで	旧	12.4～30.9	129.6
	新	16.4～36.4	129.6

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小船紀宝線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字中畑ヶ 927 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町浅里字津呂地 710 番 3 地先まで	旧新	5.6～16.4	723.6
	新	9.3～15.9	395.5

三重県告示第 546 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	いなべ市北勢町麻生田字麻野 3500 番 11 地先から いなべ市北勢町麻生田字麻野 3605 番 1 地先まで	令和 7 年 8 月 22 日
県道 星川西別所線	桑名市大字蓮花寺字馬喰谷 1115 番 3 地先から 桑名市大字蓮花寺字東広 1130 番 2 地先まで	令和 7 年 9 月 8 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4668 番地先から 北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4672 番 1 地先まで	令和 7 年 9 月 1 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4668 番地先から 北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4672 番 1 地先まで	令和 7 年 9 月 1 日

三重県告示第 547 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	北勢多度線	いなべ市北勢町麻生田字麻野 3500 番 11 地先から いなべ市北勢町麻生田字麻野 3605 番 1 地先まで	令和 7 年 8 月 22 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 548 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり^{しゆん}竣功認可をしました。

なお、関係書類は、津市役所に備え置いて、この告示の日から起算して 10 年間縦覧に供します。

令和 7 年 8 月 22 日

津松阪港港湾管理者 三重県
代表者 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 竣功認可年月日及び番号

令和 7 年 8 月 14 日
三重県指令県土第 11-41 号

2 免許年月日及び番号

令和 2 年 11 月 17 日
三重県指令県土第 11-56 号

3 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

竣功認可を受けた者
三重県
津市広明町 13 番地
代表者
三重県知事 一見 勝之

4 埋立ての場所

津市港町 517 番 1、535 番 4、935 番 1、935 番 2、935 番 3、935 番 11、935 番 12、935 番 13 及び 935 番 19
の各地先公有水面

5 竣功面積

71.07 ㎡

6 埋立地の用途

ふ頭用地

三重県告示第 549 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の住所を次のとおり変更しますので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 7 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

2 変更内容

機関の住所	
変更前	変更後
神奈川県横浜市中区山下町 22 番地	神奈川県横浜市区西区みなとみらい四丁目 6 番 2 号

- 3 変更年月日
令和 7 年 9 月 16 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 67 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 8 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
老人ホーム (略) (略) 鈴鹿市地子町字金生水 短期入所生活介護事業 814番地の30 所かなしょうず園 <u>鈴鹿市庄野町856番地</u> <u>特別養護老人ホームル</u> <u>ーエハイム庄野</u> (略) (略)	老人ホーム (略) (略) 鈴鹿市地子町字金生水 短期入所生活介護事業 814番地の30 所かなしょうず園 (略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 68 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 50 号は、廃止します。

令和 7 年 8 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

50 分の 1 の数 28,838

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 280,232

三重県選挙管理委員会告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 51 号は、廃止します。

令和 7 年 8 月 22 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名 3 分の 1 の数
津 市 73,848

四 日 市 市	84,090
伊勢市・鳥羽市	38,630
松 阪 市	43,101
桑名市・桑名郡	39,090
鈴 鹿 市	52,694
名 張 市	20,984
東 紀 州	18,104
亀 山 市	13,046
いなべ市・員弁郡	18,927
志 摩 市	12,991
伊 賀 市	22,810
三 重 郡	18,136
多 気 郡	12,497
度 会 郡	11,677

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 8 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 8 月 7 日	亀山市能褒野町字能褒野 1-21 ほか 4 筆	鈴鹿市磯山 2 丁目 16-20 株式会社第一開発 代表取締役 小牧 智之 鈴鹿市白子町 1980 株式会社優木ハウジング 代表取締役 樋口 雅洋
令和 7 年 8 月 13 日	いなべ市員弁町御菌字道北 466-1 ほか 1 筆	桑名市多度町大鳥居 20 松田 常弘

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
